

令和3年5月10日開催

【第24期】

第11回

津奈木町農業委員会議事録

事務局長	皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。本日の総会につきまして、全員出席ですので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数以上の出席ですので、本総会は成立を致します。ただ今から、令和3年度第24期第11回津奈木町農業委員会総会を開会いたします。 なお、会議の進行につきましては、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、議事進行については、会長にお願いいたします。
会長	(～ 挨拶 ～) 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは早速、審議に入ります。
会長	【日程第1：議事録署名委員の指名】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の総会の議事録署名委員は、津奈木町農業委員会会議規則第7条第2項の規定により○番・〇〇委員、○番・〇〇委員を指名します。
会長	【日程第2：諸般の報告】 (なし)
事務局長	【日程第3：議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について】 次に、議案第24号「農地法第3条の規定による」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
会長	(議案説明) 担当より詳細な説明をお願いします。

事務局員	(詳細説明)
会長	ありがとうございました。番号 1 及び番号 2 につきまして担当委員である私より説明をいたします。 まず、番号 1 につきまして説明いたします。5 月 6 日に私と事務局、〇〇推進委員、譲渡人と現地調査を行いました。この件は親から子への贈与になります。譲渡人は高齢であり、今後はやめようかと考えていたのですが、息子さんが町外に住んでおり、頻繁にこちらに戻って、手伝いをされているそうです。息子さんもあと数年で定年退職で退職後は、自分が作るということでした。譲受人も意欲的で、申請地も実家から近いので、特に問題はないと思います。次に番号 2 について説明いたします。こちらと同じ日に現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は、おじと甥の関係になります。譲渡人にあたるおじに子供がいまませんので、今回譲受人である甥に譲ることになりました。譲受人は現在も果樹を作っていますので特に問題はないと思いますが今回申請地が 3 筆あり、そのうち 1 筆が私の自宅の近くにあるのですが、そこが少し荒れておりました。なのでこちらから「作付けもらえないか」とお願いをしたら「します」ということでしたので特に問題はないと思います。 私からの説明は以上になります。〇〇推進委員より補足することがあればお願いします。
〇〇推進委員	どちらの件についても、譲受人の方が意欲的でしたので特に問題はないと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、議案第 24 号番号 1 及び番号 2 について質疑はございませんか。
〇〇委員	番号 1 について一つ気になったのですが、町外に住んでいるのに、ちゃんと作業ができるのですか。

事務局長	譲渡人からの話では、社宅からの距離も車で約1時間程度で来れるということと、作る作物が果樹なので果樹の場合は作業をする時期がある程度決まっているのでそれに合わせて帰宅し作業を行うということでしたので許可要件には合致するのではないかと思います。
〇〇委員	本人が、ちゃんと作業をするということですね。 わかりました。
会長	他に質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので議案第24号番号1及び番号2は原案のとおり決定いたしました。 【日程第4:議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について】
会長	次に議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明)
会長	ありがとうございました。担当より詳細な説明をお願いします。
事務局員	(議案説明)

会長	ありがとうございました。担当委員より説明をお願いします。
〇〇委員	5月6日に〇〇推進委員、事務局、譲受人、行政書士の方と現地調査を行いました。申請地は国道沿いにあり現在農地としては利用されておりません。譲受人は現在、申請地の近くで、美容院を経営しております。今回、国道の拡幅工事により本申請地に店舗兼住宅を移転するため今回の申請に至りました。申請地の裏手に農地が一部あるのですが、そちらは申請地より高いところに位置しているので周辺農地に与える影響はなく、特に問題はないと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。〇〇推進委員より補足することがあればお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員からもありました通り、周辺農地に与える影響もほとんどなく本申請地は、住宅への転用に適しており、特に問題はないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいま担当委員からの説明が終わりましたが、議案第25号につきまして質疑はございませんか。
〇〇推進委員	譲受人の氏名と資料の残高証明書の名義人の氏名が異なるのですがこの方々はどのような関係にあるのですか。
事務局長	親子にあたります。美容院の経営者が息子になっており、その父親が証明書の名義人になっております。
〇〇推進委員	はい、わかりました。
会長	他に質疑はございませんか。
	(質疑なし)

会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので議案第 25 号は、許可相当の意見書を付けて県に送付することに決定いたしました。 【日程第 5： 議案第 26 号「農用地利用集積計画の承認」について】
会長	次に議案第 26 号「農用地利用集積計画」の承認についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明)
会長	ありがとうございました。番号 1 につきまして、担当委員より説明をお願いします。
〇〇委員	今回の件は再設定で契約は 5 年になっております。譲渡人の住所氏名は記載のとおりですが譲受人は、以前は父親の名前で契約をしていたのですが今回は、息子の名前で契約することとなっております。特に問題はないと思われます。以上です。
会長	ありがとうございました。番号 2 及び番号 3 につきまして、担当委員より説明をお願いします。
〇〇委員	この案件は、2 つとも私の案件となっております。まず、番号 2 についてですが、この件は以前は賃貸借で契約をしていたのですが、昨年の豪雨災害で農地が一部被災してしまい、工事の費用を私が負担をしましたので、使用貸借に変更をしてもらいました。契約期間も 3 年に変更いたしました。次に番号 3 についてですが、こちらは、これまで通り再設定で契約いたします。

	是非、審議の程をよろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。ただいま担当委員からの説明が終わりましたが番号 1 につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので番号 1 は原案のとおり決定いたしました。次に番号 2 及び番号 3 については〇〇委員が関係者となりますので一時退室をお願いします。 (〇〇委員退室)
会長	引き続き審議を行います。番号 2 及び番号 3 につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので番号 2 及び番号 3 は原案のとおり決定いたしました。

	【日程第 5： その他の事項について】
会長	これで、本日の議案審議は終了いたしました。引き続きその他事項に入ります。事務局、又は委員より発言があればお願いします。 ① 次回総会の日程について報告。 ② 許可不要転用に伴う農業委員会への意見照会。 ③ 農業新聞の関連記事の紹介
会長	以上で本日の議案並びに報告事項はすべて終了しました。この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (挙手無し)
会長	それでは以上をもちまして第 24 期第 11 回津奈木町農業委員会総会を閉会します。 【終了時間 9 時 45 分】